

4. "保守管理契約"を結ぶには…

保守管理業務を行えるのは通産省から承認された受託法人だけです。契約は需要家の皆様と受託法人である電気工事工業組合の間でむすばれます。



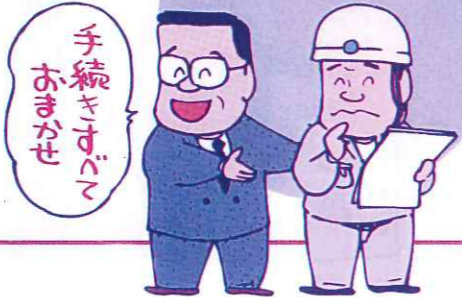
契約を結ばれる方は、地元の電気工事工業組合、もしくは最寄りの組合傘下の電気工事店にご相談ください。



手続きはきわめて簡単！契約の申込書を地元の電気工事工業組合に提出していただくだけです。



保守管理技術員がすぐにお伺いして、申込書提出から契約成立までの諸手続きを行います。



共同保守管理業務契約手数料

契約電力 (Kw)	年間料金	契約電力 (Kw)	年間料金	契約電力 (Kw)	年間料金	契約電力 (Kw)	年間料金
30A以下(3Kw)	12,000円	15	42,000円	27	55,000円	39	65,000円
40A以下(4Kw)	15,000円	16	45,000円	28	55,000円	40	65,000円
50A以下(5Kw)	20,000円	17	45,000円	29	55,000円	41	65,000円
60A以下(6Kw)	34,000円	18	45,000円	30	55,000円	42	65,000円
7	36,000円	19	45,000円	31	60,000円	43	65,000円
8	38,000円	20	45,000円	32	60,000円	44	65,000円
9	39,000円	21	50,000円	33	60,000円	45	65,000円
10	40,000円	22	50,000円	34	60,000円	46	70,000円
11	42,000円	23	50,000円	35	60,000円	47	70,000円
12	42,000円	24	50,000円	36	65,000円	48	70,000円
13	42,000円	25	50,000円	37	65,000円	49	70,000円
14	42,000円	26	55,000円	38	65,000円		

(注)同一需要場所で2契約以上ある場合は、合計をもって契約最大容量と見なし契約料金を算定する。

電気事故から暮らしを守る

保守管理業務

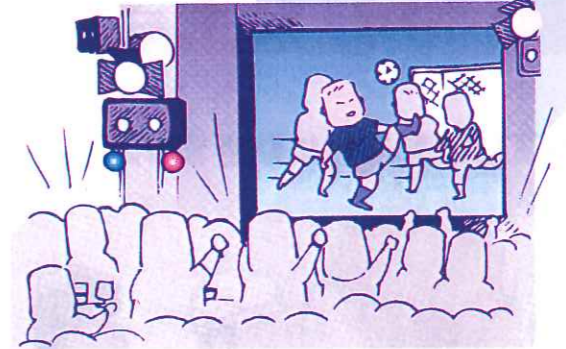
私たちの生活の中で、実に多くの恩恵をもたらしてくれる電気。それだけに、いったん電気故障が起こると、家庭生活や事業活動に多大の支障が生じます。また、漏電火災や感電死などの大事故などにつながる恐れもあります。こうした電気事故を未然に防ぎ、快適で安全な電化生活を保護するのが、全日本電気工事工業組合連合会が一丸となって推進している「保守管理業務」です。

1. "保守管理業務"とは…

私たちの生活は、あらゆる面で電気に頼っています。



しかも、電気設備は年々多様化し大型化しています。

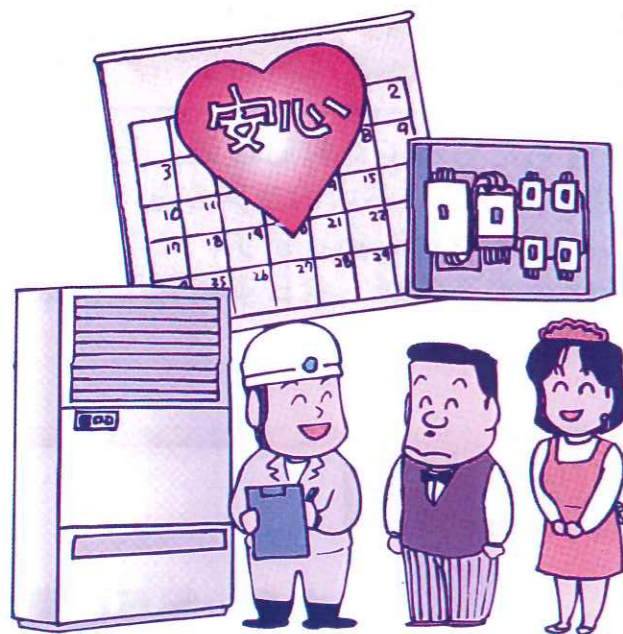


そこで、電気設備が老朽化したり、無理な使い方をすると…



電気設備には、恐ろしい事故が内在していることを忘れてはなりません。

そこでお奨めするのが"保守管理契約"のご契約です



ご契約を結ばれると電気の専門家である保守技術員が、年1回以上の精密点検と、4か月に1回以上の目視点検を行います。
(49KWまでの一般用電気工作物が対象です)

2."保守管理業務"のメリットは...

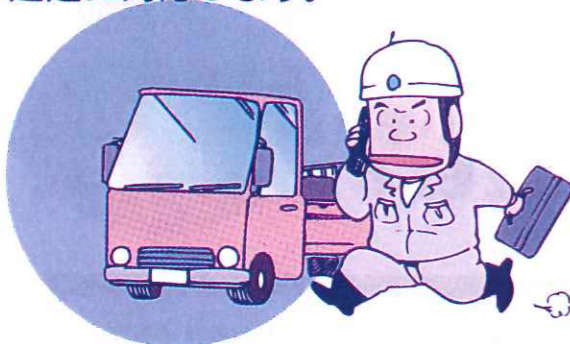
電気事故を未然に防ぎます。



電気に関するあらゆる相談に応じ、アドバイスします。



万一、事故が起こった場合でも迅速に対応します。

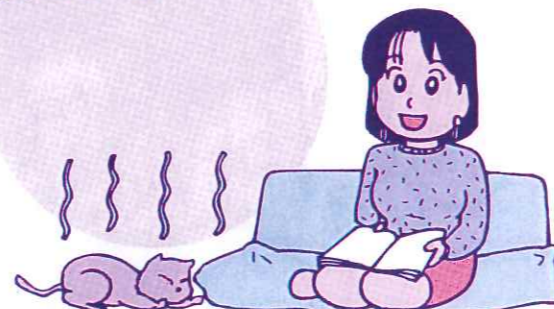


ご契約いただいた受託需要家の電気設備に、保守管理が原因で万一電気事故を起こした場合は損害賠償します。



3.こんな方に"保守管理契約"をお奨めします...

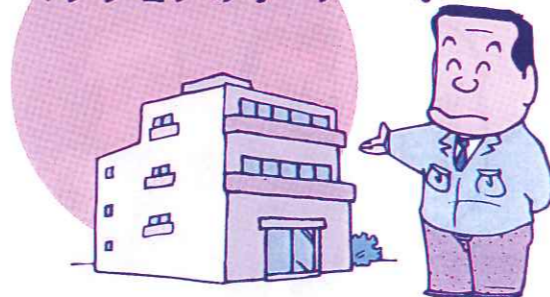
快適で安全な暮らしを守る、住宅の奥さまへ。



機械操作の停止が大きな損害を招く工場経営者へ。



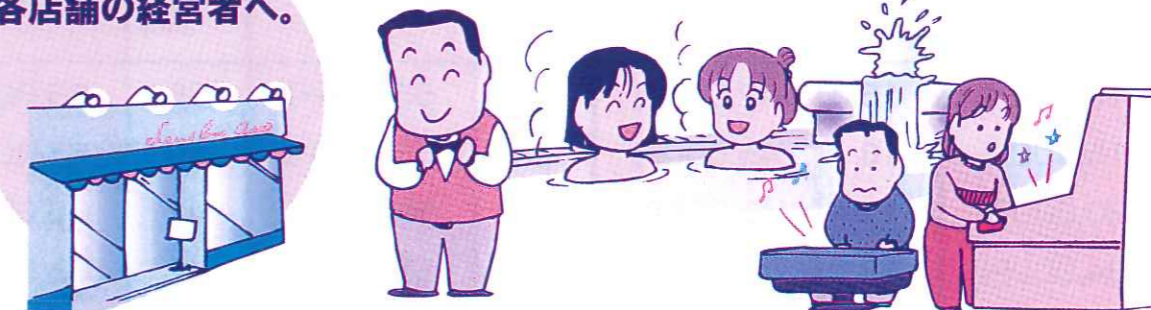
各部屋の管理に目を配る雑居ビル・マンションのオーナーへ。



市民の安全や施設の維持に大きな責任をもつ公共施設の管理担当者へ。



電気事故が営業停止に結びつく、各店舗の経営者へ。



事務機器の停止が企業活動に大きく支障をもたらす事務所の方へ。



保守管理業務は「お墨付き」の業者しか行えません!



保守管理業務が行えるのは経済産業省から承認された承認法人だけです。

手続き簡単!
お近くの電気工事工業組合か
電気工事店に
ひと声かけてください



契約申込書をお近くの電気工事工業組合に提出するだけです。

年間契約料は、
一般的に想像する
よりはるかに安い!



年間の保守管理料は各都道府県別に定められています。詳しくは各地の電気工事工業組合までお問い合わせください。

保守管理業務についてのお問い合わせは、地元の電気工事工業組合へどうぞ

北海道電気工事工業組合	札幌市中央区大通東3-2北海道電気会館	TEL011(261)0420	滋賀県電気工事工業組合	草津市青地町299-1	TEL077(562)2069
青森県電気工事工業組合	青森市本町2-9-17青森県中小企業会館3F	TEL017(773)1933	京都府電気工事工業組合	京都市南区東九条宇賀辺町8	TEL075(672)4311
岩手県電気工事工業組合	盛岡市松尾町17-9岩手県建設会館内4F	TEL019(651)4422	奈良県電気工事工業組合	奈良市三条松原町29-3	TEL0742(33)4340
秋田県電気工事工業組合	秋田市泉南1-1-18	TEL018(824)1587	大阪府電気工事工業組合	大阪市北区本庄東2-3-38	TEL06(6371)6147
宮城県電気工事工業組合	仙台市若林区東七番丁157	TEL022(221)2676	和歌山県電気工事工業組合	和歌山市岡山丁36	TEL073(424)3292
山形県電気工事工業組合	山形市あこや町1-5-8	TEL023(633)0161	兵庫県電気工事工業組合	神戸市兵庫区御崎本町2-9-7	TEL078(671)3903
福島県電気工事工業組合	福島市御山字稲荷田31-2	TEL024(535)0477	岡山県電気工事工業組合	岡山市豊成1丁目9番9-3号	TEL086(261)0900
新潟県電気工事工業組合	新潟市上大通六番町1203	TEL025(229)4101	広島県電気工事工業組合	広島市中区大手町5-15-5	TEL082(241)1731
富山県電気工事工業組合	富山市新桜町9-20	TEL076(441)4051	鳥取県電気工事工業組合	鳥取市青葉町1-110新ビル3F	TEL0857(24)9213
石川県電気工事工業組合	金沢市新保本4-65-22	TEL076(269)7880	島根県電気工事工業組合	松江城南田町125-45	TEL0852(21)7433
福井県電気工事工業組合	福井市西方1-14-8	TEL0776(22)2903	山口県電気工事工業組合	山口市中央2-4-5山口中企ビル3F	TEL083(921)0885
茨城県電気工事工業組合	水戸市新原1-2-7	TEL029(252)3133	香川県電気工事工業組合	高松市福岡町3-35-18	TEL087(851)9886
栃木県電気工事工業組合	宇都宮市戸祭4-14-31	TEL028(622)1931	愛媛県電気工事工業組合	松山市二番町4-4-4愛媛県建設会館3F	TEL089(931)3011
群馬県電気工事工業組合	前橋市問屋町1-8-4	TEL027(251)5016	徳島県電気工事工業組合	徳島市かちどき橋1-41徳島県林業センター3F	TEL088(622)7377
埼玉県電気工事工業組合	さいたま市北区宮原町1-39	TEL048(663)0242	高知県電気工事工業組合	高知市大原町87-8	TEL088(832)7822
千葉県電気工事工業組合	千葉市中央区本千葉町4-4	TEL043(224)6086	福岡県電気工事工業組合	福岡市中央区高砂1-18-14電気工事会館1F	TEL092(523)7747
東京都電気工事工業組合	中央区築地3-4-13電気工事会館2F	TEL03(3542)7301	佐賀県電気工事工業組合	佐賀市八丁町11-8	TEL0952(31)2030
神奈川県電気工事工業組合	横浜市中区三吉町4-1	TEL045(251)4671	長崎県電気工事工業組合	長崎市宝栄町23-23	TEL095(862)1955
山梨県電気工事工業組合	甲府市住吉1-1-11	TEL055(222)5711	大分県電気工事工業組合	大分市大字片島440-2大分電気工事会館2F	TEL097(568)2146
静岡県電気工事工業組合	静岡市本通3-12-1	TEL054(255)5631	宮崎県電気工事工業組合	宮崎市下原町256	TEL0985(24)7388
愛知県電気工事工業組合	名古屋市中区東桜1-2-14愛知電気会館2F	TEL052(971)7151	熊本県電気工事工業組合	熊本市上水前寺2-16-16	TEL096(382)2171
長野県電気工事工業組合	長野市鶴賀田町2088	TEL026(232)4675	鹿児島県電気工事工業組合	鹿児島市与次郎1-3-11鹿児島電設会館内	TEL099(255)5507
岐阜県電気工事工業組合	岐阜市今川町2-26-3	TEL058(263)2207	沖縄県電気工事工業組合	那覇市古波蔵4-12-7那覇電協会館内	TEL098(855)5230
三重県電気工事工業組合	津市垂水字焼尾2612-93	TEL059(226)4862			

こわ~い電気事故からお守りします

電気保守管理契約

をご存じですか?



私たち「電気のドクター」におまかせを

非常に便利で多大な恩恵を与えてくれる電気。でもそれを自分で「面倒」をみるのは大変難しいことです。とくにお子様・お年寄りがいる家庭、日常点検をしていない店舗・ビル、老朽化した施設は心配です。ひとたび電気事故が発生すれば、生活や業務に大きな支障を来すことになります。「電気保守管理」は点検項目及び点検要領に基づいて、私たち「電気のドクター」がお伺いし、電気設備の定期点検を実施し、非常にこわい漏電火災や感電事故などを未然に防止し電気のトラブルから、みなさまの尊い生命や大切な財産をお守りします。

保守契約って何なの?

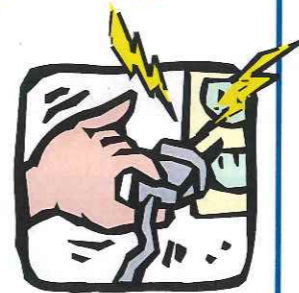


万一の電気事故を防ぎます

ベテランの電気工事業者がみなさまの「往診」に伺います。

電気のドクターに何でも相談

電気設備の増設、省エネなど、電気のことなら何でもおまかせを



ちょっとした不調も見逃しません

年1回の精密検査、定められた回数以上の目視確認で細かくチェック!

身体と同じメンテから保険までフルサポート

万一電気事故が発生し、保守管理が原因だった場合は賠償します。



全日本電気工事業工業組合連合会

〒105-0014 東京都港区芝2-9-11全日電工連会館1F 電話03-5232-5861 FAX 03-5232-6855 E-mail zennichi@znd.or.jp URL http://www.znd.or.jp

お問い合わせ組合

取扱工事店

保守管理契約でいつでも安心・安全

電気のことなら、何でも私たち「プロ」におまかせください

保守管理契約は一般用電気工作物49kWまでが対象となり、プロの保守技術員によって年間定められた回数以上の点検をリーズナブルな価格で行います!!

例えばこんな方々にお勧めいたします

一般住宅にお住まいの方



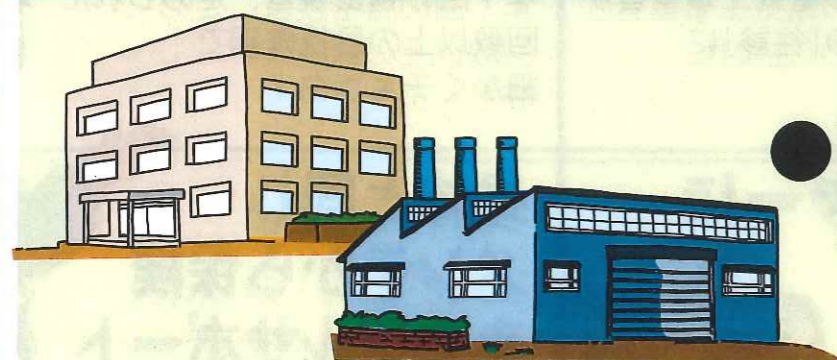
- コンセントの劣化
- たこ足配線

放置しておく...

漏電火災で大切な財産も灰に!
全く気付かない漏電・感電事故が!



店舗・ビル・工場の責任者の方



- 電気機器の漏電

放置しておく...

思わぬ停電で業務がストップ!
電気設備ストップで大損害!



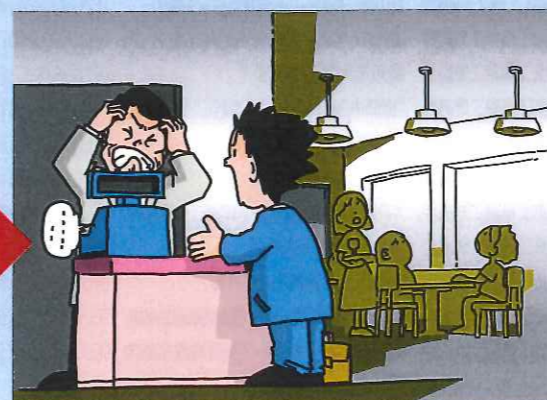
飲食店・レストラン・ホテルのオーナー様



- 主幹線の劣化、断線

放置しておく...

停電で営業停止!復旧のメドも立たず...



保守管理契約を結べば...

いつ起きるか分からない電気事故

消防白書によると、平成10年から平成15年までの主な出火原因で「電灯・電話等の配線」が毎年8位か9位に入っています。

その内訳を見ると「屋内配線」がトップで、次いで「コード」「器具付きコード」となっています。

出火原因に「電灯・電話等の配線」だけではなく「配線器具」「電気機器・電気装置」も加えると、毎年4千件前後の火災が起きていることとなります。

すべてOK!!



でも...

ちゃんとした人が検査するの?
契約が面倒なんじゃない?
契約料が高いだろう?